

(別紙1)

えひめ若者運動会開催事業 企画運営業務公募型プロポーザル企画提案仕様書

1 業務名

えひめ若者運動会開催事業企画運営業務

2 業務の目的

県内企業・経済団体等と連携し、主に若年層の交流促進を図る事業を実施することで、同世代との交流による地域への愛着や一体感を醸成するとともに、継続的な交流の場を通じた人との繋がりや地域の魅力の体感により、県内での具体的な将来像を描く契機とすることで、地元定着の促進に繋げる。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

4 委託上限額

8,741,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 事業内容

上記2の目的を達成するため、県内の企業、団体、官公庁等（以下、「事業者」という。）に勤務・所属する概ね入社10年以内の者を対象に、運動会を実施する。

また、参加者間の交流を促進するため、運動会の前後に県地方局・支局（東予地方局、今治支局、中予地方局、南予地方局、八幡浜支局）での交流イベントを開催する。

（1）運動会開催事業

運動会を下記の日時、会場で開催すること。

- ・日時＝令和7年11月22日（土） 午前10時～午後5時のうち4時間程度
- ・会場＝愛媛県武道館 主道場（松山市市坪西町551）

① 参加者の募集に関すること

- ・県内の企業、団体、官公庁等に、訪問等を行い、事業を周知すること。
- ・参加者は450名程度を想定し、特定の企業に偏らないよう、幅広く周知すること。1事業者当たり3～5名程度の参加を目安とするが、事業者の規模や希望に応じて柔軟に対応し、家族同伴の参加も可能とすること。
- ・運動会についてわかりやすくまとめた広報物（チラシ等）を作成し、事業者が従業員等に周知する際に活用できるようにすること。
- ・事業者への周知については、県内の経済団体、県地方局・支局及び委託者と協議、連携しながら進めること。
- ・申し込み用のウェブページなどを作成し、参加申込を受け付けること。申込にあたっては参加者の氏名、所属事業所、勤続年数等を入力するフォームと

すること。

- ・申込状況は受託者で管理し、適宜、委託者に共有すること。
- ・参加者については県地方局・支局単位のチームに分けること。

② 当日の企画・準備・運営に関すること

- ・運動会の名称については、委託契約締結後、委託者と協議の上、決定すること。
- ・会場の設営は、11月21日（金）から行い、撤去・片付けは22日中に終えること。
- ・年齢や性別等に関わらず、参加者が楽しむことができ、企業の垣根を超えた交流に繋がるような種目を盛り込むこと。
例）借り人リレー、名刺交換競争、〇×クイズ等
- ・選定した種目が安全に進行できるよう配慮して、プログラム作成、会場設営、備品手配、人員配置等を行うこと。
- ・開催、運営に必要な備品や人員に係る一切の経費を含めること。主道場の利用料や音響装置、大型映像表示設備の使用料（計 50,000 円程度）も含めること。
- ・会場である県武道館の管理者等と事前に協議し、定められたルール等に反することのないよう設営、準備、運営を行うこと。
- ・①で決めたチーム単位での対抗形式とし、上位チームには景品を進呈するなど、チーム内で団結できる仕組みとすること。景品は企業等の協賛品を活用することとしているので、費用は見積額に含まないこととする。
- ・競技以外でも、運動会を盛り上げるコンテンツを検討すること。
例）芸能人等ゲストの参加、キッチンカーの手配、フォトスポット設置等
- ・貸し切りバスを手配するなど、県内各地からの参加者に配慮すること。
- ・参加者には弁当や記念品を提供することとし、相当額を参加費として徴収すること。

（２）地方局・支局単位での交流イベント開催事業

運動会の参加者等が運動会前後に交流を深められるよう、地方局・支局単位の交流イベントを下記のとおり開催すること。

- ・開催場所＝各地方局・支局の管内（施設や店舗のほか、地域のお祭りなど既存イベント内での交流も可能）
- ・開催時期と回数＝運動会の開催前（令和7年9～10月）と開催後（令和7年12～8年1月）の各1回。

① 企画・運営に関すること

- ・運動会の参加者が継続的に交流できるイベント内容を、開催前、開催後それぞれについて、複数パターン提案すること。ただし、飲食を伴う場合、飲食費は参加者から実費で徴収すること。
- ・イベント内容については、地方局・支局の意見も踏まえながら、少子化

対策・男女参画室と協議のうえ最終決定すること。

- ・必要に応じて地元企業や地域団体等と連携すること。
- ・開催にかかる費用は1 地方局・支局当たり40万円程度を想定しているが、イベント内容や参加人数等に応じて、委託料全体のなかで柔軟に対応すること。

イベント例

開催前	開催後
決起集会、事前練習、応援グッズ作成、地域の祭りに合同連で参加	懇親会、ミニ運動会、合同セミナー、餅つき

- ・運動会及び開催前後のイベントの参加者は同一であることが望ましいが、参加者の都合に応じて柔軟に対応すること。
- ・運動会の参加申込者に地方局・支局での交流イベントについて周知し、出欠状況を管理すること。

② 当日の運営に関すること

- ・会場の借り上げ及びイベント等に必要な物品等の準備、当日の受付、参加者の誘導、演出、司会進行等の運営に必要な一切の業務を行うこと。
- ・会場等の使用条件を遵守するとともに、参加者のプライバシーや安全、周辺環境への影響等に配慮のうえ、イベントを運営すること。
- ・参加者間の交流が深まるようなプログラム、進行とすること。

(3) 実施体制の構築（当日のスタッフの手配等）

- ① 当日の進行、運営スケジュール、参加者の個人情報の管理
 - ・スケジュールについては別記①を参照すること。
- ② 運営マニュアルの作成、スタッフへの説明
- ③ 担当者との連絡調整（イベント会場の設営や設置及び撤去が必要な場合はそれらを含む）
- ④ 参加者への対応
 - ・参加者からのイベントに関する問い合わせに対応すること。
 - ・運動会及び地方局・支局単位のイベントについて、事前及び当日の連絡体制を確保し、参加費を徴収する際は、その徴収を行うこと。
 - ・運動会、地方局・支局単位の交流について、それぞれ参加者アンケートを実施すること。
- ⑤ 事故等緊急時の対応
- ⑥ 会場の安全管理（感染症対策も含む）
- ⑦ イベントのリスク軽減対策（イベント運営に係る損害賠償責任保険、スポーツ安全保険等の加入等）
- ⑧ その他、運営に必要な業務（災害時や延期・中止に伴う対応）

6 目標KPI

運動会当日の参加者数 450人

参加者の満足度 80%以上（運動会、地方局・支局での交流の平均）

7 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託予定者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。なお、本業務の趣旨に合致するものであって、本業務の目的達成に資するものと県が認める場合にあっては、委託上限額の範囲内において、県と受託者と協議の上、本業務仕様書を定めることとする。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

8 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

9 成果物

- (1) 受託者は、次の成果物を愛媛県へ提出すること。
 - ① 事業報告、アンケート実施報告書：紙媒体1部、電子媒体1部
 - ② 業務で作成した各種広告物：紙媒体1部、電子媒体1部
 - ③ 当日の記録として撮影した、写真や動画
(県のホームページ等で公表する場合があります)
- (2) 受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。
- (3) 受託者は、自らの責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補正その他処置を執るものとする。

10 調査等

愛媛県は、必要があると認めたときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

11 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の

了解なく公表又は使用してはならない。

(3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

12 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき処罰される場合がある。

おって、疑義がある場合は愛媛県に協議すること。

13 その他

愛媛県と受託者双方が協議を重ね業務を実施すること。

別記①

えひめ若者運動会 実施に向けたスケジュール（案）

	全体	少子化対策・男女参画室	地方局・支局	経済団体	委託事業者
3月					
4月	委託事業者決定	委託事業者選定			契約
5月	全体ミーティング①	訪問企業リストの作成			チラシ作成
					↓
6月	募集・広報の開始	市町等へチラシ送付 プレス準備	交流イベント 内容協議	企業への周知	企業訪問 (集客、協賛依頼) 参加者集計
		記者発表			↓
7月		運動会本番協議			交流イベント 運動会本番 協議
8月	運動会種目等決定				↓
	交流イベント決定				本番準備
9月	参加申し込み〆切①	参加者集計、班分け (人数に応じて追加募集)	事前交流 イベント開催		事前交流 イベント実施
	全体ミーティング②				
10月		次年度事業の検討			
	追加申し込み〆切②				
11月	・えひめ若者運動会（22日）@県武道館				
12月		アンケート集計、共有	事後交流 イベント開催		事後交流 イベント実施
1月					事業報告

別 記②

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求

めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第 8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第 9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第 10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

- 第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律
(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。